令和　　年　　月　　日

　様

城東区民センター指定管理者　　　㊞

**飲食利用不許可通知書**

　令和　　年　　月　　日付で別紙のとおり申請のあった飲食の利用について、下記の理由により不許可としたので、通知します。

記

　理　由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

　処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大阪市を被告として（大阪市長が大阪市の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。